

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件

北海道国民年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年3月まで

私の国民年金については、私の妻が、昭和55年5月にA市B区役所で婚姻届を提出するのと同時に国民年金の加入手続を行ってくれた。

その際、妻は、同区役所の職員から今なら未納となっている期間の国民年金保険料をすべて納めることができると説明を受けたので、未納となっている期間の保険料をすべて納めることにした。

申立期間の国民年金保険料は、結婚した時にもらった祝い金の残りで、妻が後日送られてきた納付書により一括納付した。

ところが、最近の年金記録に関する通知で、さかのぼって納付した国民年金保険料が2年分しか記録されていないことを知った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻も、第3号被保険者期間を除く同加入期間の保険料をすべて納付している上、それぞれの種別の変更手続等についても適切に行っていることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和55年5月ごろに払い出されたものと推認できるところ、i)同手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)により納付が可能であること、ii)同時点で過年度納付が可能な53年4月から55年3月までの保険料を納付していること、iii)申立人及びその妻の55年4

月から同年9月までの保険料を同年6月に納付していること、iv)申立人は、申立期間の保険料は100万円ほど残っていた結婚祝い金の中から納付したとしており、申立人に申立期間の保険料を納付する十分な資力があったものと推測できることから、申立人の妻が保険料を過年度納付及び現年度納付した際に、併せて申立期間の保険料を特例納付することに不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自分で自宅近くの金融機関で、2か月又は3か月分ずつ納付しており、記録上、申立期間は国民年金の被保険者資格喪失期間とされているが、資格喪失の手続きは行っておらず、資格喪失の届出を行うことができることも知らなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、その保険料の未納期間が無く、申立期間前後の任意加入期間の保険料をすべて現年度納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間直前の期間である昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では納付済みの記録が確認できるものの、同市の過年度納付記録では未納と記録されており、これについて、同市では、「本市において国民年金被保険者名簿を作成後に、社会保険事務所（当時）からのデータの提供を基に過年度納付記録を作成しているため、社会保険事務所において何らかの処理がされた場合等が考えられるが、詳細については不明である。」としていることから、申立期間当時に係る行政の記録管理に不自然な点が見られる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和56年7月1日に資格喪失と記載されているが、同年4月から6月までの国民年金保険料を同年8月19日に納付していることが確認でき、保険料の納付意識が高かった

申立人が資格喪失の届出を行ったとは考え難い上、申立期間当時、生活・経済状況において大きな変化は見られず、保険料を納付することが困難であった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

私は、当時、両親が営んでいたA業の手伝いをしていましたが、私の父親が、私が20歳の時、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料については、役場の人が集金に来た時に、父親が両親の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、保険料納付済期間が当時の老齢年金の受給資格要件である10年に到達する46年3月までの期間について、自身の国民年金保険料をすべて納付していることから申立人の両親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人の国民年金手帳の発行日が昭和43年3月26日とされていることにより同年3月に払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、領収証書及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和41年度の保険料を過年度保険料として一括納付していることが確認できることから、その直前の期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月28日

平成19年12月28日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年12月28日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(別添一覧表参照)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 21 件 (別添一覧表参照)

別紙2【北海道厚年あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
2984	男		昭和48年生		平成19年12月28日	20万円
2985	男		昭和37年生		平成19年12月28日	5万円
2986	男		昭和42年生		平成19年12月28日	5万円
2987	男		昭和47年生		平成19年12月28日	18万円
2988	男		昭和49年生		平成19年12月28日	30万円
2989	男		昭和43年生		平成19年12月28日	5万円
2990	男		昭和40年生		平成19年12月28日	17万円
2991	男		昭和47年生		平成19年12月28日	5万円
2992	男		昭和43年生		平成19年12月28日	23万円
2993	男		昭和52年生		平成19年12月28日	2万円
2994	男		昭和49年生		平成19年12月28日	18万
2995	男		昭和41年生		平成19年12月28日	5万円
2996	男		昭和43年生		平成19年12月28日	15万円
2997	男		昭和42年生		平成19年12月28日	17万円
2998	男		昭和54年生		平成19年12月28日	17万円
2999	男		昭和49年生		平成19年12月28日	3万円
3000	男		昭和50年生		平成19年12月28日	10万円
3001	男		昭和30年生		平成19年12月28日	10万円
3002	男		昭和51年生		平成19年12月28日	18万円
3003	男		昭和43年生		平成19年12月28日	3万円
3004	男		昭和50年生		平成19年12月28日	2万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和33年4月15日から34年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を33年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月ごろから34年4月1日まで
② 昭和35年9月1日から同年9月末まで

昭和31年4月ごろから35年9月末までA社において正社員のB業務担当として勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和33年4月15日から34年3月31日までの期間については、i) 申立人が名前を挙げた複数の同僚の「申立人は、昭和33年4月中旬にA社の求人募集に応募し、正社員のB業務担当として入社した。」との供述、及びii) 申立人の後輩であるとする同僚の「昭和34年4月にA社に入社し、B業務部に配属され1年から2年ぐらい申立人と一緒に勤務し、B業務について教わった。申立人は33年4月中旬からA社に勤務していたと記憶している。」との供述から判断して、申立人は当該期間にA社においてB業務担当の正社員として勤務していたことが推認できる。

また、A社は「申立期間①及び②当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は分からない。」としているが、申

立人及び申立人が当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚7人のうち2人が記憶する当時の従業員数とオンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者数は一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

さらに、前述の同僚7人及びオンライン記録により申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の計9人に対し、当時の同社における厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答が得られた7人のうち6人は、「A社における厚生年金保険の被保険者資格は入社と同時に取得した。」と供述しており、また、当該7人のうち3人は、「申立人はA社の正社員として勤務していたので、私と同じように入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち昭和33年4月15日から34年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち昭和33年4月15日から34年4月1日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所は当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から34年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①のうち昭和31年4月ごろから33年4月14日までの期間及び申立期間②については、A社は「当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は分からない。」と回答しており、両期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間①のうち昭和31年4月ごろから33年4月14日までの期間について、前述の回答があった同僚7人のうち複数の同僚が、「申立人は、昭和33年4月中旬にA社の求人募集に応募しB業務担当の正社員として入社した。」と供述している。

さらに、申立期間②について、申立人は「昭和35年9月1日、A社の厚

生年金保険の被保険者資格喪失後も勤務していた。」と主張しているところ、前述の回答のあった7人全員が「A社の退社時期と厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期は同時であった。」と供述している上、そのうち一人は「申立人は昭和35年8月にA社を退社した。」と供述している。

加えて、申立人が両期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和31年4月ごろから33年4月14日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月30日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 25 年 3 月 1 日から同年 4 月 29 日まで勤務先である A 社から関連会社である C 社に出向し、同年 4 月 30 日に元の職場に復帰したが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る在籍証明書、従業員名簿（写し）及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人はA社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和 25 年 3 月 1 日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、また、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成22年9月28日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当初、申立人は申立期間②についても申立てを行っていたところ、申立期間②については、C社における昭和25年4月の厚生年金保険被保険者の取得及び喪失の記録（申立期間②の前の昭和25年4月1日から同年4月30日までの期間）により申立人の同年4月の被保険者資格が認められることから、改めて記録訂正の必要は無いと判断し、審議の対象としなかったが、申立期間①に係るあっせんに基づき、C社における厚生年金保険資格取得日が昭和25年3月1日と記録が訂正されたことにより、同年3月は被保険者期間となったものの、上記の同年4月30日の資格喪失の記録により同年4月は被保険者期間に該当しなくなり、結果的に、申立人の被保険者資格の月数に変動は無いこととなった。

このため、今回、当委員会において、申立期間②について改めて審議した結果、B社から提出された申立人に係る在籍証明書、従業員名簿（写し）及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和25年4月30日にC社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年3月から15年8月までの期間及び16年9月から19年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、12年3月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から13年9月までの期間は19万円、同年10月から15年8月までの期間は20万円、16年9月から19年5月までの期間は22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、12年3月から15年8月までの期間は訂正前の15万円、16年9月から19年5月までの期間は訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間のうち、12年4月から15年8月までの期間及び16年9月から19年5月までの期間について、訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年4月から14年6月までの期間は17万円、同年7月から15年8月までの期間及び16年9月から17年8月までの期間は20万円、同年9月から18年12月までの期間は22万円、19年1月から同年5月までの期間は19万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年8月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、15年9月は20万円、同年10月から同年12月までの期間は19万円、16年1月から同年8月までの期間は20万円、19年9月から同年12月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成15年9月から16年8月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成12年3月29日から20年1月1日まで

申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳(写し)、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票(写し)から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成12年4月から14年6月までの期間は17万円、同年7月から15年9月までの期間は20万円、同年10月から同年12月までの期間は19万円、16年1月から17年8月までの期間は20万円、同年9月から18年12月までの期間は22万円、19年1月から同年5月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前(平成15年9月から16年8月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年3月については、当該事業所から提出された源泉徴収簿の写しにより、厚生年金保険料が控除されていなかったものと認められること、また、19年6月から同年8月までの期間については、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が、平成19年分の源泉徴収票及び給与振込金額が確認できる預金元帳の写しにより推認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額と同額又はこれを超える額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年6月11日から7年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を4年6月11日、同資格喪失日に係る記録を7年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4年6月から同年9月までは15万円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から7年6月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月ごろから7年7月1日まで

申立期間については、A社に勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、「申立人の勤務期間は平成4年4月から7年ごろまでだと思う。」と述べており、他の一般事務を行っていたとする一人は、「申立人の入社時期は分からないが、退社したのは平成7年7月ごろだと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用について当時の事業主に照会したところ、「申立人は正社員であったと思う。当時、正社員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人及び前述の同僚のうち申立人と同期入社であった者が記憶する当時の従業員数とオンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者数は、おおむね一致することから、

当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

さらに、申立人と同期入社であった同僚は、「当時、私と申立人を含む5人はB職であった。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人を除く4人はいずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

一方、当時の事業主は、「申立期間当時、原則3か月の試用期間を設けていた。」と回答しており、申立人と同期入社であった同僚は、「試用期間は2か月か3か月であったと記憶している。」、また、一般事務を行っていた者は、「私の試用期間は3か月であった。」と述べていることから判断すると、申立期間当時、当該事業所においては、おおむね2か月から3か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれるところ、申立人と同期入社であった同僚は、平成4年6月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人の同資格取得日についても同日とすることが妥当である。

また、申立人は、「A社を退職した1か月後ぐらいにC社に入社した。」と述べているところ、平成7年8月1日に同社D支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、申立人の勤務期間に係る同僚の供述とも一致することから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年7月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成4年6月11日から7年7月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A社に平成4年4月に同期で入社したとする同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、4年6月から同年9月までは15万円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から7年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は、「資料は全部廃棄している。」と回答しているため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の同被保険者報酬月額算定基礎届や同被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年6月から7年6月までの期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3009 (事案 1893 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（4万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月16日から同年7月1日まで
② 昭和44年7月1日から同年10月1日まで

昭和44年2月16日から同年5月16日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、第三者委員会に申立てを行い、加入記録の訂正が行われた。

しかしながら、44年2月16日から同年10月1日までの標準報酬月額が3万6,000円となっているのは、同年1月の標準報酬月額が4万2,000円、同年10月の標準報酬月額が5万2,000円であることからみて、誤りであると思われる。

標準報酬月額を、昭和44年2月16日から同年7月1日までは4万2,000円、同年7月1日から同年10月1日までは5万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和44年2月16日から同年5月16日までの期間については、i) 雇用保険の被保険者記録、A健康保険組合の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が同社に継続

して勤務し（昭和44年2月16日にA社本社から同社B営業所（厚生年金保険はA社C支社において加入）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、ii）A社から提出された申立人に係るA企業年金基金の基金設立時加入員資格取得届から、申立人が申立期間中の同基金の設立日と同日（昭和44年4月1日）に同基金における加入員資格を取得していることが確認できること、iii）A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、昭和44年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、上述の基金設立時加入員資格取得届には、同社C支社を管轄する社会保険事務所（当時）の確認印が押印されていることから、社会保険事務所では、申立人が被保険者原票に記載されている被保険者資格取得日より前の同年4月1日現在において、同資格を取得していたことを確認していたと認められること、iv）A社C支社に係る被保険者原票において、申立人の整理番号の前後の同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日について確認したところ、申立人よりも整理番号が後の同僚が、申立人の被保険者資格取得日より前の昭和44年3月に資格取得していることが確認できること、v）A社C支社が保管する社会保険連絡表（A社の転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格の得喪日等の連絡表）によると、同社C支社では、申立人が昭和44年2月16日付けで同社本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の連絡を受けていることが確認できること、vi）申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月23日付け年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間①の標準報酬月額が相違しているとしており、オンライン記録により、申立人のA社本社及び同社C支社（現在は、A社）における申立期間前後の期間に係る標準報酬月額の推移及び当時の同僚203人の申立期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額の推移を確認したところ、一人を除いて横ばい又は増額されていることから、申立人の標準報酬月額のみが2等級以上減額されているのは不自然である。

また、A社C支社は、「申立人の転勤により賃金の変動する可能性があるのは通勤手当と残業手当と考えるが、通勤手当は大きな差が生じるものではなく、申立人は同一部門間の異動であるので仕事の負荷の変化も考えられない。したがって多少の変動はあっても大きく報酬が下がることは無い。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録から所在が確認できた同僚19人に照会したところ、回答が得られた15人のうち11人は、「申

立期間当時、給与が下がることは無かった。」と述べている。

加えて、A厚生年金基金が保管する加入員資格取得届によると、適用開始時である昭和44年4月1日における申立人の標準報酬月額が4万2,000円であることが確認できる。

その上、A社C支社は、「昭和44年4月における給与計算システムによる厚生年金保険料の算出は、本社で登録されている等級で行われたと考える。よって、標準報酬月額4万2,000円に見合う厚生年金保険料の控除を行っていたと考える。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年4月1日のA厚生年金基金の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の決定額は、5万2,000円と記載されていることが確認できる。

また、申立期間②当時の厚生年金基金加入員給与月額変更届の様式についてA社C支社に照会したところ、「厚生年金基金加入員給与月額変更届の上部に「事業所から厚生年金基金」との記載があることから複写式の届出様式であったと考える。」と回答しており、A厚生年金基金は、「申立期間②当時の届出用紙は、現在マイクロフィルムとして保存しており複写式であったかは不明であるが、申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届は8枚複写となっている。」と回答しているところ、厚生年金基金加入員資格喪失届の上部に「事業所から厚生年金基金」の記載があることが確認できることから判断すると、申立期間②当時の厚生年金基金加入員給与月額変更届についても複写式であったと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を5

万 2,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における労働者年金保険第3種被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、同資格喪失日は18年3月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年2月6日から19年10月1日まで

昭和15年2月にA社B事業所に採用されたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は19年10月1日と記録されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する退職金計算書によると、申立人の入社日は昭和15年2月6日、退職日は46年3月14日と記載されており、申立人は申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められるとともに、同計算書によると、申立人は、15年2月から18年2月末までの期間は、C業務勤務であったことが確認できる。

また、労働者年金保険被保険者台帳索引票及び払出補助簿によると、当該事業所において、昭和17年1月1日を資格取得日とする被保険者台帳記号番号が申立人に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の前後の番号で払い出されている複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）を確認したところ、当該事業所における同保険の資格取得日は昭和17年1月1日と記載されていることから、申立人も、同日に被保険者資格を取得したものと考えられる。

一方、昭和17年1月1日を資格取得日として申立人に払い出された被保険者台帳記号番号に係る申立人の被保険者台帳及び当時の労働者年金保険

被保険者名簿（以下被保険者名簿という。）は存在しない上、オンライン記録によると、当該記号番号の記録は、氏名及び生年月日が申立人と同一であるものの、被保険者記録については、類似する番号の別人の一部の期間が記録されていることから未統合記録となっており、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録管理に不備があったと言わざるを得ない。

また、申立人と一番違いの被保険者台帳記号番号である者の被保険者台帳には、昭和20年11月に当時の被保険者名簿が焼失した旨の記載があり、申立人が名前を挙げた同僚は、労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、17年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、被保険者台帳については申立人と同様に存在せず、被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日は19年8月10日となっている上、このほかに、被保険者台帳及び被保険者名簿で確認できる被保険者期間とオンライン記録で確認できる被保険者期間が一致せず、オンライン記録の根拠が不明である者が複数存在することから、当該事業所の被保険者に係る社会保険事務所の記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B事業所において、第3種被保険者として昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18年3月1日に同資格を喪失したものと認められる。

なお、労働者年金保険法は、適用準備期間を経て昭和17年6月に保険料の徴収が開始されていることから、同年1月1日に被保険者資格を取得した者であっても、労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後である同年6月1日以降の期間となる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和15年2月6日から17年5月31日までの期間については、労働者年金保険法（17年6月施行）に基づき、労働者年金保険制度が発足する以前の期間であることから、当該期間において、申立人が労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間のうち昭和18年3月1日から19年9月30日までの期間について、前述の退職金計算書によると、申立人は18年3月に職員となり、C業務担当以外の職種になったことが確認でき、申立人も「職員となりホワイトカラー（いわゆる事務職）となった。」と述べているところ、労働者年金保険法における被保険者は、「一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）」と定められており、一般職員である事務職の男子労働者は対象ではなかったことを踏まえると、申立人は職種変更により同年3月1日に当該事業所において被保険者資格を喪失し、厚生年金保険法が施行され、一般職員も対象となった19年10月1日までの期間は、被保険者ではなかつ

たと考えられる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳索引表によると、昭和19年6月1日を資格取得日とする被保険者台帳記号番号（前述の昭和17年1月1日を資格取得日とする記号番号とは別の記号番号）が、申立人に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する当該番号に係る厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日も19年6月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法(昭和19年10月1日施行)の適用準備期間であるため、被保険者資格取得届の受付及び被保険者証の交付は行われているものの、保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間に算入される期間には該当しないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として昭和15年2月6日から17年5月31日までの期間及び18年3月1日から19年9月30日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3011

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年12月及び7年1月は28万円、同年2月から8年9月までは32万円、同年10月から12年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から12年5月1日まで
申立期間はA社に勤務していたが、年金記録における標準報酬月額は、保管している当時の支給明細書や預金通帳で確認できる報酬月額を下回っている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち平成6年12月から9年2月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月及び10年1月、同年5月及び同年6月、同年8月から11年1月までの期間、同年3月から12年1月までの期間については、申立人が保管するA社の支給明細書により、申立人が支給されていたことが確認できる報酬月額（平成6年12月から7年3月までは35万2,000円、同年4月は34万2,000円、同年5月から同年11月までは35万9,000円、同年12月は36万9,000円、8年1月は38万950円、同年2月から同

年4月までは36万9,000円、同年5月から同年9月までは35万9,000円、同年10月から9年1月までは36万9,000円、同年2月は37万4,000円、同年6月から同年10月までは36万4,000円、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは36万4,000円)は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額(24万円)よりいずれも高額である。

一方、当該支給明細書により事業主が源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額(平成6年12月及び7年1月は2万3,200円、同年2月から9年2月まで、同年6月から同年10月まで、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは2万6,400円)を当時の被保険者負担厚生年金保険料率(平成6年12月から8年9月までは1,000分の82.5、同年10月から9年2月まで、同年6月から同年10月まで、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは1,000分の86.75)で除して求められる報酬月額(平成6年12月及び7年1月は28万1,212円、同年2月から8年9月までは32万円、同年10月から9年2月まで、同年6月から同年10月まで、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは30万4,323円)に見合う標準報酬月額(平成6年12月及び7年1月は28万円、同年2月から8年9月までは32万円、同年10月から9年2月まで、同年6月から同年10月まで、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは30万円)は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額(24万円)よりいずれも高額であるものの、上記で認定した当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額よりいずれも低額である。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成6年12月及び7年1月は28万円、同年2月から8年9月までは32万円、同年10月から9年2月まで、同年6月から同年10月まで、同年12月、10年1月、同年5月、同年6月、同年8月から11年1月まで、及び同年3月から12年1月までは30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成9年3月から同年5月までの期間、同年11月、10年2月から同年4月までの期間、同年7月、11年2月及び12年2月から同年4月までの期間については、申立人は支給明細書を保管していないものの、申立人が保管する預金通帳により、当該期間において、支給明細書により報酬月額が確認できる期間と同等の給与の振込みがあったことが確認できることを踏まえると、当該期間において申立人が支給されていた報酬月額は、上記2で認定した期間と同様に、オンライン記録で確認できる標準報酬月額

(24万円) よりいずれも高額であったものと推認される。

一方、上記2で認定した期間に係る支給明細書によれば、当該期間のうち平成7年2月以降のすべての期間における厚生年金保険料控除額が同額(2万6,400円)であったことが確認できることを踏まえると、9年3月から同年5月までの期間、同年11月、10年2月から同年4月までの期間、同年7月、11年2月及び12年2月から同年4月までの期間についても、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額は2万6,400円であったと推認できるところ、当該金額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の86.75)で除して求められる報酬月額(30万4,323円)に見合う標準報酬月額(30万円)は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額(24万円)よりいずれも高額であるものの、上記2で認定した期間と同様に、報酬月額に基づく標準報酬月額よりは低額であったと考えられる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成9年3月から同年5月までの期間、同年11月、10年2月から同年4月までの期間、同年7月、11年2月及び12年2月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、上記2で認定した期間に係る支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

- 4 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時は社会保険料の支払いが遅延していたため、社会保険事務所(当時)の指導により申立人に係る報酬月額の変更届出を行った。」と供述しているが、オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額が訂正された形跡は無い上、支給明細書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が全期間について一致しないことから、事業主は、支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所C出張所における厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）取得日は昭和36年12月1日、被保険者資格喪失日は38年7月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和36年12月から37年6月までは1万4,000円、同年7月から38年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から38年7月1日まで
昭和27年4月から41年4月まで、A社B事業所に継続して勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B事業所本社において、昭和33年8月1日に被保険者資格を取得し、37年2月1日に被保険者資格を喪失後、38年7月2日に同社において再度同資格を取得しており、37年2月から38年6月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が同社本社において被保険者資格を喪失した昭和37年2月1日と同日に、申立人のほかに被保険者資格を喪失している同僚が二人確認できるところ、同社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、これら同僚二人は、いずれも同社本社で被保険者資格を喪失する同年2月1日より前の36年12月1

日に同社C出張所において被保険者資格を取得しており、申立期間において被保険者記録が継続している。

さらに、A社B事業所C出張所の被保険者名簿によると、上記の同僚二人と健康保険整理番号が連番で、申立人と厚生年金保険記号番号及び姓が一致し、名及び生年月日のみが異なる者の記録が確認でき、昭和36年12月1日に同社C出張所において被保険者資格を取得し、38年7月1日に同資格を喪失している。そして、当該記録は、1ページ10人連記式の被保険者名簿の末欄に記載されている上、当該記録の名及び生年月日は、次ページの先頭に記載されている被保険者の名及び生年月日と同一であるほか、同僚の供述によると、申立期間当時、同社には、申立人と同姓の者は申立人のほかにいなかったとすることから、社会保険事務所（当時）では、申立人の記録について、当該記録の名簿の次に記載されている被保険者の名及び生年月日を誤って申立人の名及び生年月日として記載したものと推認でき、当該記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和36年12月1日に被保険者資格を取得し、38年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B事業所C出張所に係る社会保険事務所の記録から、昭和36年12月から37年6月までは1万4,000円、同年7月から38年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

平成 19 年 12 月 28 日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

平成19年12月28日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年12月28日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 14 日

平成 17 年 10 月 14 日にA社から支給された賞与（燃料手当）について、標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与は年金給付に反映されないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成 17 年 10 月 14 日に同社から賞与（8万8,800円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 14 日

平成 17 年 10 月 14 日にA社から支給された賞与（燃料手当）について、標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与は年金給付に反映されないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成 17 年 10 月 14 日に同社から賞与（8万8,800円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 14 日

平成 17 年 10 月 14 日にA社から支給された賞与（燃料手当）について、標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与は年金給付に反映されないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成 17 年 10 月 14 日に同社から賞与（8万8,800円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月14日

平成17年10月14日にA社から支給された賞与（燃料手当）について、標準賞与額の記録が確認できない。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与は年金給付に反映されないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成17年10月14日に同社から賞与（4万9,000円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（4万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年8月1日まで

A社B支店C営業部で昭和56年6月1日から勤務し、翌年春の昇給まで変わらない給与額で働いていたのに、56年10月から57年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与より低い月額となっているのはおかしい。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格取得時の昭和56年6月1日に12万6,000円であったものが、同年10月1日に8万6,000円に変更され、その後、57年8月1日に13万4,000円に変更されていることが確認できる。このことについて同社は、「申立人のように異動のない営業所勤務の職員について、標準報酬月額が下がることは考え難く、また、通常、給与は12万6,000円から13万4,000円への昇給が妥当であり、給与が8万6,000円から13万4,000円への昇給は考え難い。申立人の算定基礎届の提出においてミスが無かったとは言えない。」と回答している。

また、A社から提出された発令通知書によれば、申立人の本人給が昭和56

年6月及び同年12月共に10万8,300円であることが確認できるところ、同社は「本人給に通勤手当や残業手当等の諸手当が加算された給与が支払われていた。」と回答している。

さらに、申立期間前後に厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚は、入社して以降、昇給するまでは給与が下がることはない旨供述している。

加えて、申立期間に係る標準報酬月額8万6,000円は、12万6,000円のおよそ3分の2であり、A社は、申立人の昭和56年10月の算定基礎届を提出するに当たり、同年6月及び同年7月の報酬月額を合計したものを、誤って5月から7月までの3か月で除して算出したと考えることが相当である。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額12万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係書類が無く不明としているが、「申立期間当時、厚生年金保険、健康保険及び厚生年金基金への届出用紙は複写式であった。」と回答しているところ、厚生年金基金連合会から提出されたA厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳（写し）において、申立人の申立期間における標準報酬月額が社会保険事務所（当時）の記録と同じ8万6,000円と記載されていることが確認できることから、事業主が8万6,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1803 (事案 1118 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から58年9月まで

私は、A職として勤務していたB事業所で、給与から国民年金保険料の半額を天引きされていたので、申立期間の保険料は、同事業所の妻が代理で納付してくれていたはずである。

前回の申立てで、天引きされた保険料を7,000円と言ったので、当時の保険料金額と一致しないとされたが、その中にはお昼の弁当代等が含まれていたため、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、勤務していたB事業所の給料から国民年金保険料を天引きされ、同事業所の妻が保険料を納付していたはずであると主張しているところ、i) 国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする同事業所の妻は既に死亡しており、当時の状況が不明であること、ii) 給料から天引きされていたとする国民年金保険料の金額は当時の保険料額と大きな差異があること、iii) 別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が無いこととして、既に当委員会の決定に基づく、平成21年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立に当たり、給料から天引きされていた金額の中に、国民年金保険料のほかに弁当代等が含まれていたと主張するが、申立人の基礎年金番号は、平成12年3月31日に第3号被保険者特例届出を行った際に初めて付番されており、それまで国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできないため、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決

定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年5月ごろ、私がA学校の学生の時に、B社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送られてきたので保険料の免除申請の相談をしたが、義務だからと言われ認められなかったので、生活が苦しい中、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月ごろB社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので申立期間の国民年金保険料を納付してきたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、63年4月ごろに払い出されたものと推定できること、ii) 申立人が申立期間当時居住していたB市において、申立人の被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、A学校の学生で収入が無いことから、国民年金保険料の免除基準に該当すると推測されるが、行政から、保険料免除制度及び保険料前納割引制度が無いなどの説明を受けたと述べるなど、申立人の説明は不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1805

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの期間、59年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から49年3月まで
② 昭和59年7月及び同年8月

私は、昭和46年12月ごろ、自らA市B区役所で国民年金の加入手続をした。その時、係の人から同年4月以降の国民年金保険料も納付するように言われたので、1年分の納付金額を教えてもらい、翌日、銀行からお金を引き出して保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、49年7月ごろに払い出されたものと推認できること、ii) A市において区制が施行されたのは47年4月であるところ、申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金事務取扱先は「A市B区役所」となっているため区制施行後に加入手続を行ったことが確認できることから、46年12月ごろに同区役所で国民年金の手続を行ったとする申立人の説明は不自然さがみられる。

また、申立期間①のうち、昭和45年12月から46年11月までの期間について、オンライン記録、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳の国民年金被保険者資格取得日が46年12月17日で一致していることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、昭和46年12月から49年3月までの期間について、申立人は国民年金の加入手続時に、国民年金保険料を同区役所でさかの

ぼって1万円ほど納付したとしているが、i) 区役所で納付できる保険料は現年度保険料であるため、申立人が遡及^{そきゅう}して納付した保険料は49年4月からのものと推測される上、その保険料額も申立人の述べている金額とほぼ一致すること、ii) 国民年金の加入手続時点で、当該期間は保険料を過年度納付及び第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）で納付することが可能であるが、申立人は区役所以外で納付した記憶がないことから、当該期間の保険料を納付したものは考え難い。

加えて、申立期間②について、当該期間は申立人の妻は国民年金保険料の納付済期間であるが、申立人は国民年金保険料の未納期間であることを認識していると述べている。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1806

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年12月まで

私は、結婚した後の昭和58年4月、既に国民年金に加入していた妻に勧められ国民年金に加入した。加入手続は妻がA市B区役所で行ってくれ、毎月、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を支払い、その集金人から領収証を渡されていた。申立期間について妻の国民年金保険料が納付済みとされており、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に婚姻した後、すぐに国民年金に加入し保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金記号番号は、その前後の番号の被保険者状況調査等により、平成4年2月ごろに払い出され、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間において、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の平成2年1月の国民年金保険料を納付しているが、i) 同年同月分の保険料は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推定される4年2月が納付の最終期限であること、ii) その保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った4年2月に過年度納付が可能であった2年1月分の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立期間は81か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1807

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年10月まで

私は、平成4年11月ごろ、結婚が決まったことを契機に、私の父親と一緒にA市B区役所の窓口に行って国民年金の加入手続を行い、私が結婚する時の結納金の中から18万円ほどを使って未納とされている国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月ごろ、結婚が決まったことを契機に、申立人の父親と一緒にA市B区役所で自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、5年11月ごろに払い出されたものと推定できることから、その時点で申立期間の大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間直後の平成3年11月から4年11月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、過年度納付書が作成された5年11月の翌月である同年12月に納付されていることが確認できることから、申立人が一括で保険料を納付したとの記憶はこの時点であったものと考えられる。

さらに、申立人は、A市B区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したものとしているが、申立人が納付した時期としている平成4年11月の時点においても申立期間の保険料は過年度保険料となり、同区役所の窓

口で当該保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1808

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 61 年ごろ、当時勤務していた会社の仕事の関係で A 市役所に行った時、休職中でも国民年金保険料を支払わなくてはならないことを知り、同時に保険料を 2 年前にさかのぼって納付できることを聞いたので、後日、銀行からお金を引き出し、59 年 11 月から 60 年 6 月までの保険料を同市役所の年金窓口で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間は、平成 2 年 2 月 28 日に国民年金の資格記録が追加処理された際に未納期間として整理された期間であることが確認できることから、当該追加処理時点までは国民年金の未加入期間であり保険料を納付できない期間であるほか、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が所有する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の「はじめて被保険者となった日」欄に記載されている昭和 59 年 11 月 1 日及び「被保険者でなくなった日」欄に記載されている 60 年 7 月 25 日の日付の間に「時効分」と手書きで記録されているが、当該記録について、申立人は自分では記入していないとしていることから、当該資格期間が時効により国民年金保険料を納付できない期間であることを示すため、A 市又は同市を管轄する B 社会保険事務所（当時）において記載されたものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 61 年ごろ、申立期間の国民年金保険料を A 市役所の窓口で納付したとしているが、その時点では少なくとも 59 年 11 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度保険料であり、制度上、同市役所では納付するこ

とができないことから、申立人の説明とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3020 (事案 734 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から28年4月1日まで
② 昭和28年4月1日から30年4月1日まで
③ 昭和30年4月1日から32年4月1日まで
④ 昭和32年4月1日から37年4月1日まで
⑤ 昭和38年4月1日から39年4月1日まで
⑥ 昭和39年4月1日から44年4月1日まで

(申立期間③から⑥までについては季節雇用であったため、各年度の12月及び1月は申立期間から除く。)

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、当初の申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間①についてはA社(当初の申立期間:昭和24年3月1日から29年12月1日まで)に、申立期間②についてはB社(同:30年3月1日から31年12月1日まで)に、申立期間③についてはC社(現在は、D社。同:32年3月1日から33年12月1日まで)に、申立期間④についてはE社(同:34年3月1日から36年12月1日まで)に、申立期間⑤についてはF社(同:37年3月1日から38年12月1日まで)に、申立期間⑥についてはG社(同:39年3月1日から41年12月1日まで)にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

当初のそれぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、各申立期間について申し立てるとともに、申立期間①について新たに同僚二人の名前を思い出したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、i) 申立人の当時の上司及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社は、「申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚二人は既に死亡している上、ほかの同僚は「申立人は、H職の見習期間として3年間工場に住み込みで勤務しており、この期間の給料は支給されず、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。」と供述していること、iii) 社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和29年2月1日から同年9月13日までの期間については同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、これ以外の期間については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iv) このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①について、当初、「昭和24年3月1日から29年12月1日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「23年4月1日から28年4月1日まで」に変更していることから、今回、当該事業所に係る上記被保険者名簿の記載内容をすべて再確認したが、申立期間①において申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人は新たに同僚二人の名前を挙げているが、上記被保険者名簿によると、いずれの同僚も申立期間①において厚生年金保険の加入記録は確認できない上、一人は死亡、もう一人は連絡先不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得られない。

- 2 申立期間②について、i) 社会保険事務所の記録によると、B社という名称では厚生年金保険の適用事業所は無いこと、ii) I業協同組合に照会しても同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答は得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が無い上、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述が得られないこと、iv) 社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間②のうち昭和30年11月4日から31年5月21日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間③の申立事業所であるC社）で厚生年金保険に加入していることが確認できること、v) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②について、当初、「昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「28 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで」に変更していることから、今回、改めて、事業所名簿を確認したが、当該期間において「B 社」という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所で「J 社」が昭和 28 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで適用事業所に該当しているため、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間②のうち昭和 29 年 2 月 1 日から同年 9 月 13 日までの期間について A 社の厚生年金保険の被保険者資格が確認できる。

- 3 申立期間③について、i) D 社は「申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明である。」と回答していること、ii) 申立人は、申立期間②に含まれる昭和 30 年 11 月 4 日から 31 年 5 月 21 日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間③については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は申立期間③において厚生年金保険の加入記録は無い上、既に死亡しており、同社で厚生年金保険の被保険者であった者のうち回答を得られた 9 人からは、申立人の勤務状況等について申立てを裏付ける供述は得られないこと、iv) 申立期間③当時の事務全般の責任者であった者は、「申立人については記憶にない。当時勤務していた H 職の中には、本人の希望により厚生年金保険に加入させなかった者もいた。」と供述していること、v) このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間③について、当初、「昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までの期間（各年度の 12 月及び 1 月を除く。）」に変更していることから、今回、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載内容をすべて再確認したところ、30 年 11 月 4 日から 31 年 5 月 21 日までの期間以外は申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、今回、新たに、同被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 3 人に照会し、全員から回答を得たが、いずれの者も「厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回

答しており、当初の当委員会の決定を変更すべき新たな供述は得られなかった。

- 4 申立期間④について、i) E社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は適用事業所ではないこと、ii) I業協同組合に照会しても同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答は得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間④のうち一部の期間について、同事業所と名称が類似したK社において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、既に死亡していることから申立人の勤務状況等について供述は得られない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、iv) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間④について、当初、「昭和34年3月1日から36年12月1日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「32年4月1日から37年4月1日までの期間（各年度の12月及び1月を除く。）」に変更していることから、今回、改めて、事業所名簿を確認したが、当該期間においてE社という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所でK社が昭和32年7月1日から37年4月1日まで適用事業所に該当しているため同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿をすべて確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

- 5 申立期間⑤について、i) F社という名称では厚生年金保険の適用事業所は無く、同保険の適用事業所となっている名称が類似した他の3事業所（L社、M社及びN社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、ii) I業協同組合に照会しても同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答は得られなかったこと、iii) 社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間⑥の申立事業所であるG社）で厚生年金保険に加入していることが確認できること、iv) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間⑤について、当初、「昭和37年3月1日から38年12月1日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「38年4月1日から39年4月1日まで（各年度の12月及び1月を除く。）」に変更していることから、今回、改めて、事業所名簿を確認したが、当該期間において

F社という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所でL社及びM社が申立期間⑤当時厚生年金保険の適用事業所となっていることから、これら2事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

- 6 申立期間⑥について、i) 期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。しかしながら、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間、39年7月1日から同年12月10日までの期間及び40年5月1日から41年2月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録は確認できるが、それ以外の申立期間⑥に係る期間については、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、ii) 申立期間⑥当時に同事業所で厚生年金保険の被保険者であった者3人から回答を得たが、いずれも申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用については不明であるとしている上、同原票で確認できる被保険者の厚生年金保険の加入状況を見ると、申立期間⑥において申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている者が複数見られること、iii) 社会保険事務所の記録によると、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る供述等を得ることができないこと、iv) 社会保険事務所の記録から、申立人は、41年9月5日から同年12月29日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所(O社)で厚生年金保険に加入していることが確認できること、v) このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間⑥について、当初、「昭和39年3月1日から41年12月1日まで」としていたものを、今回の再申立てにおいて「39年4月1日から44年4月1日まで(各年度の12月及び1月を除く。)」に変更していることから、今回、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容をすべて再確認したところ、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間(この期間は、今回、申立期間⑤において、別事業所名で申立てをしている。)、39年7月1日から同年12月10日までの期間及び40年5月1日から41年2月1日までの期間以外は申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間及び39年7月4日から41年11月26日までの期間であり、申立期間⑥のうち39年7月4日から41年11月26日までの期間以外は、適用事業所に該当していない期間である。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑥のうち昭和42年5月1日から同年12月29日までの期間は、別の事業所（〇社）において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月ごろから同年11月ごろまで
② 昭和37年2月ごろから同年3月ごろまで
③ 昭和41年4月ごろから42年1月1日まで

申立期間①及び②はA市B区にあったC社において、また、申立期間③はD社において、それぞれE業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が勤務していたとするC社は、健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿及びオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないため、同事業所の所在地を管轄する法務局において確認したが、同事業所についての商業登記は見当たらない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、同僚二人についても名字しか記憶していないため、申立てに係る供述を得ることができないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿及びオンライン記録により、申立事業所と名称が類似し所在地がほぼ一致する事業所としてF社が存在することが確認できたところ、申立人は「F社に勤務したかどうか分からない。」と供述しており、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿でも、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、同社は、

昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人は「申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により請負工事代金から控除されていた。」と主張するものの、申立期間①及び②に係る同保険料が請負工事代金から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

2 申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたと主張しているが、同事業所は、健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、「申立期間③は、D社の事業主に雇われ、その上司の下で請負工事に従事した。」と主張しているが、当該上司は、「昭和41年5月に父親が経営するD社（A市B区所在）は倒産したため、同時期に伯父がG社を設立し、D社のH工場を利用して事業を行った。」と供述しており、商業登記簿謄本によると、G社は同年5月17日設立され、申立期間③当時に前述の伯父が代表取締役であったことが確認できる。申立人は、雇用保険の被保険者記録によりG社において申立期間③中の昭和41年5月26日に被保険者資格を取得し同年12月28日に離職していることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月5日から離職日の翌日の同年12月29日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる。

さらに、申立期間③のうち厚生年金保険の加入記録が確認できない期間（昭和41年4月ごろから同年9月4日までの期間及び同年12月30日から42年1月1日までの期間）について、G社の当時の事業主は既に死亡していることから、同社の後継事業所及び前述の上司に照会したところ、同社は、「当時の資料は保存されておらず、何も分からない。」と回答している上、当該上司は「G社のH工場（D社の元H工場）の責任者として勤務していた時にH職であった申立人と一緒に勤務したが、申立人の勤務期間は分からない。」と供述しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

なお、G社の被保険者原票により、前述の上司の申立期間③当時の同社での厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和41年9月5日から同年12月29日までの期間となっており、これは申立人の同保険の加入記録と符合している。

その上、申立人は「申立期間③について厚生年金保険料を事業主により請負工事代金から控除されていた。」と主張するものの、申立期間③に係る同保険料が請負工事代金から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

3 このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日までの期間、A社の奨学金制度(B会C事務局)を利用して大学を卒業した。申立期間は、D県E市にあったA社F事業所に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述及び当時の事業主の息子の「申立人は、3年ぐらい父親が経営していたA社F事業所でG業務に従事しながら、A社の奨学金制度を利用して大学に通っていた。」との供述から判断すると、入退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、F事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F事業所の当時の事業主は既に死亡していることから、前述の息子に同事業所における厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、「父親が経営していたF事業所に関する資料は保存されていないが、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていない。」と供述しており、オンライン記録でも、F事業所については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、前職のA社H事業所(C県I市所在)に勤務していた期間については厚生年金保険の適用事業所であったJ会において厚生年金保険の加入記録があるとしているところ、前述の息子は、「F事業所は、A社の事業所が共同で厚生年金保険の適用事業所となっているJ会にも加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社K部では、「J会は、C県内及びL地区にあったA社事業所の事業主の判断により加入していた厚生年金保険の適用事業所であり、申立人が勤務したとするF事業所は、加入地域外のD県E市に所在するためJ会には加入できない。」と回答しており、オンライン記録により、J会において申立期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人に照会したところ、回答が得られた4人は、いずれもC県内及びL地区に所在したA社事業所に勤務していた旨供述している。

加えて、申立人は、「申立期間にA社の奨学金制度を利用し大学を卒業したので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、B会では、「B会は、A社事業所で働きながら大学に通う者に対して支援する奨学金制度を運営する組織であり、一方、J会は、A社事業所の事業主の判断により加入していた厚生年金保険の適用事業所である。B会とJ会とは何の関係も無く、奨学金の受給と厚生年金保険への加入とが連動するという事にはならない。」と回答している。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③については、C社に昭和 53 年 6 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 12 月 2 日となっている。

いずれの申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、A社に照会したが、「勤務時期がかなり古く、会社も合併を繰り返しているため資料は何も残っておらず、すべて不明である。」と回答している。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 12 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった 4 人全員が、「申立人が申立期間①において勤務していたか否かは、分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態等を裏付けるような供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人に係るD業厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の被保険者記録における資格取得年月日は共に昭和 52 年 10 月 1

日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 3 月 1 日であり、申立期間①のうち 49 年 4 月 1 日から 50 年 2 月 28 日までは適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、B社に照会したが、「当時の関連資料は全く無く、在籍者も不明である。」と回答している。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 10 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった 6 人全員が、「申立人が申立期間②において勤務していたか否かは、分からない。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態等を裏付けるような供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者記録における資格取得年月日は昭和 52 年 5 月 18 日であることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間②のうち昭和 51 年 9 月 29 日から 52 年 3 月 29 日までの期間は国民年金に加入して、その保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C社は、昭和 58 年 10 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したが、当該事業主の長男は、「当時の事業主は平成 11 年*月に死亡しており、申立人は勤務していたと思うが、当時の資料は一切無く不明である。」と供述している。

また、申立人は申立期間③当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間③の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 17 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった 9 人のうち 4 人が、「期間は分からないが、申立人は勤務していた。」と供述しているものの、申立人が昭和 53 年 6 月から勤務していたことを裏付けるような供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者記録における資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 53 年 12 月 2 日であることが確認できる。

- 4 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人

も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 50 年 1 月まで

A社には、昭和 50 年 1 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録によると、同社における同保険の被保険者資格喪失日が 48 年 11 月 1 日と記録されており、この記録は、私が記憶している退職時期とは相違していることから、当該被保険者資格喪失日を 50 年 1 月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 48 年 11 月 1 日となっているところ、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は、昭和 56 年 6 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の代表取締役も既に死亡している上、申立期間当時の取締役 3 人のうち所在が特定できた二人に照会したものの、いずれの者からも回答は得られなかったことに加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同社における加入記録は無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することはできない。

また、被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚 9 人のうち、所在が特定できた 7 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のいずれもが「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人が同社を退職した時期については覚えていない。」と供述している。

さらに、前述の同僚 4 人のうち 1 人から提出された昭和 49 年 1 月に撮影さ

れたとされる職員の集合写真には、20人の職員が写っているところ、被保険者原票によると、同年同月において厚生年金保険の加入記録が確認できるのは22人となっていることから、当該集合写真には、同年同月において同社に在職していた職員のほぼ全員が写っているものと考えられるものの、当該集合写真に申立人は写っていないことが確認できる。

加えて、前述の同僚4人のいずれもが、「A社を退職した時期と同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは相違していない。」と供述している上、このうち3人が「A社では、退職していないにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるような取扱いは行われていなかったはずである。」と供述している。

その上、被保険者原票により、昭和48年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚に照会したところ、「私は、昭和48年12月にA社を退職したが、私が退職した時には、申立人は既に在職していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3025 (事案 1207 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 56 年 5 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで
④ 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで

昭和 54 年から 59 年まで、A 社に季節労働の B 職として勤務していたにもかかわらず、申立期間①から④までは厚生年金保険の加入記録が確認できないため、各申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしいと第三者委員会に申立てしたが、同委員会から認められないと通知されたことに納得がいかない。

新たに、A 社で勤務していたことを証言できる者として、C 社の職員、当時の D 県 E 事業所の職員、及び当時の F 町役場の職員の名前を思い出したので、再度調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録によれば、申立期間①のうち昭和 55 年 5 月 1 日から同年 9 月 27 日までの期間は「G 社」において、同年 10 月 1 日から同年 12 月 9 日までの期間は「H 社」において、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認できる上、社会保険事務所(当時)の記録により、申立期間①において A 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、「申立人が勤務していた期間までは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において A 社に勤務していたことをうかがわせる事情は無いこと、ii) 社会保険事務所の記録によると、「G 社」が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、申立人が申立期間①において「H 社」で同保険の被保険者であった形跡も無いこと、また、申立期間②、

③及び④に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録により、申立期間③のうち57年4月1日から同年12月15日までの期間、及び申立期間④のうち58年5月1日から同年12月10日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社における加入記録は無いこと、ii) 社会保険事務所の記録によると、A社は59年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、各申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないこと、また、申立人が当時一緒に勤務していた同僚で現在は同社の事業主であるとする者に照会したものの、「当時の資料を廃棄しており、また、昔のことなので申立人の勤務状況や社会保険の適用状況についても記憶していない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料、供述等は得られなかったこと、iii) 申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、A社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、申立期間②において同保険の被保険者であったことが確認できる一人は、所在が不明であることから、申立人の申立期間②、③及び④における勤務状況及び同保険の適用状況について確認することはできないこと、iv) 社会保険事務所の記録により、申立期間②、③及び④においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるI職は、「昭和59年4月から同年12月までの期間においても当該事業所に勤務していた。」と供述しているものの、社会保険事務所の記録によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は当該期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できること、また、他のI職であったとする者は、「A社に勤務していた期間は厚生年金保険や健康保険には加入しておらず、各保険料も給与から控除されていなかった。」と供述していること、v) 申立人は、「当時、A社では、給与が日給制であった者は厚生年金保険に加入していなかったが、月給制であった者は同保険に加入しており、私は月給制であった。月給制の者はB職、I職等4人から5人であった。」と供述しているが、社会保険事務所の記録によると、同社では、昭和56年度においては最大で5人の厚生年金保険被保険者が確認できるものの、57年度及び58年度はいずれも二人、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなる59年度には一人しか被保険者が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、各申立期間においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものではなく、57年度以降の期間については、月給制の者を含む大半の従業員を同保険に加入させていなかったものと考えるのが妥当であること、さらに、すべての申立期間について、i) 社会保険事務所が保管する各申立期間の同社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、各申立期間に

ついて申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、各申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと、ii) 申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことを理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年8月25日付けで年金記録を訂正する必要はないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、C社の職員、当時のD県E事業所（現在は、D県J局E部）の職員、当時のF町役場の職員、及びA社の同僚の名前を挙げ、これらの者がA社における自身の勤務状況等について証言できると主張するが、i) C社の職員は、「申立期間当時、申立人と同じ工事現場で勤務していたが、申立人の勤務時期までは分からない。」と供述していること、ii) D県J局E部は、「申立人が名前を挙げた職員二人のうち、現職である一人は、『A社の名前を記憶しているが、B職の名前までは記憶にない。』と供述しており、また、他の一人は既に退職しているため、詳細が不明である。」と回答していること、iii) F町役場は、「申立人が名前を挙げた職員二人は既に退職しており、詳細は不明である。」と回答していること、iv) A社の同僚については、前回も申立人が名前を挙げており、前回の調査における供述以外の新たな供述は得られないことから、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険の適用及び保険料の控除に関する供述は得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が名前を挙げた者の供述内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 8 日から 33 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 6 日から 40 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び③については脱退手当金を受けているため、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間①及び③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、A社B支店で昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 9 月 30 日まで勤務していたが、年金記録によると厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 7 月 31 日とされている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は脱退手当金を受給していないと主張しているところ、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が被保険者資格を喪失した前後 2 年間に於いて被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 13 人の支給記録を確認したところ、そのうち 9 人は、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、そのいずれも被保険者資格の喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、及びそのうち連絡先が判明した一人は、「事業所が代理請求していた。」と供

述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から5か月後の昭和41年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和38年4月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社本社も59年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、同社の商業法人登記簿に記載のある代表取締役は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録より申立期間②当時、A社B支店及び同社本社において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち連絡先が判明した12人に照会したところ、回答が得られた10人のうち7人が申立人のことを記憶していたものの、申立人の退職日及び厚生年金保険の適用状況については具体的な供述が得られない上、回答が得られた者のうち一人が保管していた昭和34年9月15日付けの社内報に、申立人の退職日が同年7月31日と掲載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるA社本社、同社B支店及び同社B工場の3事業所に係る被保険者名簿では、申立期間②において申立人の名前は無い。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため、年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の氏名は昭和 43 年 12 月 5 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金が同年同月 18 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求の際に氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表記が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 3 月 23 日まで

昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 23 日まで、A 社 B 工場に勤務し、C 業務課等に所属していたが、41 年 4 月から退社するまでの給与支給月額は 3 万 8,000 円から 4 万円であったのに、申立期間①に係るオンライン記録では、標準報酬月額が同年 10 月 1 日から 5 万 2,000 円に急増し、同年 11 月 1 日から 3 万円に急減している。当時は年度途中で給与支給額が変動することはなく、減給となったこともない。

申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②は昭和 42 年 3 月 23 日に退職しているが、同月分の給与から厚生年金保険料を控除された記憶があり、控除方式も当月控除であったため、同月の同保険料は社会保険事務所(当時)に納付されたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人は、昭和 41 年 10 月 1 日の定時決定において 40 年 10 月 1 日現在の標準報酬等級から 5 等級引き上げられた後、41 年 11 月の随時改定において 7 等級引き下げられたことが確認できるところ、申立人が同社同工場において一緒に勤務していたとす

る同僚7人のうち、同社に係る被保険者原票により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人のうち4人は、申立人と同様に、同年10月1日の定時決定において40年10月1日現在の標準報酬等級から5等級から9等級引き上げられた後、41年11月の随時改定において7等級又は8等級引き下げられたことが確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同日の昭和37年4月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、申立人と同学年である者（以下「被保険者」という。）12人のうち、前述の同僚のうち二人を除く10人については、いずれも、41年10月1日の定時決定において40年10月1日現在の標準報酬等級から3等級から6等級引き上げられた後、41年11月の随時改定において5等級から8等級引き下げられたことが確認できることを踏まえると、申立人の申立期間①における標準報酬月額推移は、当該同僚及び被保険者の加入記録と比較すれば不自然なものとは言えない。

しかし、申立人は、「申立期間①を含む昭和41年4月から42年3月までの給与支給総額は3万8,000円から4万円であり、給与支給額に大きな変動はなかった。」と供述している上、前述の同僚4人のうち生存及び所在が判明した者3人、及び被保険者のうち生存及び所在が判明した者10人の合計13人に照会したところ、回答が得られた10人から、申立期間①前後に給与支給額が大きく増減したことをうかがわせる具体的な供述は得られず、ほかに事業主が当該標準報酬月額を著しく上下させる旨の届出を行う合理的な理由が見当たらない一方で、申立人、当該同僚及び被保険者の当該事業所に係る被保険者原票において、社会保険事務所による不適切な取扱いをうかがわせる記載の訂正又は書換えが行われた形跡も無いことを踏まえると、申立期間①におけるこれらの者の標準報酬月額推移には不自然さがうかがわれるものと言わざるを得ない。

そして、オンライン記録によれば、当該事業所は、当該随時改定が行われた昭和41年11月にA厚生年金基金に加入したことが確認できるが、同基金は既に解散していることから、同基金の加入記録を保管する企業年金連合会に照会したところ、「年金記録と同額の報酬月額が記載された加入記録しか引き継いでおらず、これ以外の状況は分からない。」と回答している上、A社に照会したところ、「当時の給与台帳等は廃棄済みのため、申立人の標準報酬月額が著しく上下している理由は不明である。」と回答しているとともに、申立人が当該事業所の社会保険事務担当者であったと供述する者に照会したところ、「私は、当時、D業務課に所属していたが、E業務に従事しており、社会保険事務を担当したことはなく、当時の社会保険事務担当者の氏名も記憶していない。また、私の年金記録においても、申立期間①当時、標

準報酬月額が大きく増減しているが、その理由は分からない。」と供述しているほか、A健康保険組合に照会したものの、「昭和51年10月以前の資料は廃棄済みであるため、申立人の当組合における加入記録を含め、申立期間①当時の状況は分からない。」と回答しており、当該標準報酬月額が上下している理由を明らかにすることはできなかった。

一方、年金記録確認第三者委員会が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額に関して記録訂正のあっせんを行い、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、いずれもオンラインに記録された標準報酬月額を上回ることが確認又は推認される場合であるが、申立期間①のうち昭和41年10月1日から同年11月1日までの期間については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも申立人が主張する標準報酬月額が低額であることから、申立ての利益が認められず、同年11月1日から42年3月1日までの期間については、上述のとおり、同僚及び被保険者の標準報酬月額の推移も申立人と同様である上、これらの者から、当該期間においてオンライン記録を超える報酬月額が支払われ、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかったことから、その主張する標準報酬月額に見合う同保険料が給与から控除されていたことまでは推認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「昭和42年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、当月控除であったため、会社は控除した保険料を社会保険事務所に納付しているはずである。」と主張するが、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第14条により、「次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する」と規定され、同条第2号では、「その事業所又は船舶に使用されなくなったとき」と規定されている上、同法第19条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立期間②に係るA社B工場の離職日は昭和42年3月22日であることが確認できることを踏まえると、同法の規定により、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年3月23日となり、被保険者期間はその前月の同年2月までとなることから、被保険者原票の記録は同法の規定に適合している。

また、A社に照会したところ、「申立期間当時の社会保険料控除方式は、翌月控除であった。」と回答していることを踏まえると、申立人が昭和 42 年 3 月分の給与から控除されたと記憶する厚生年金保険料は、同年 2 月分の同保険料であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、前述のとおり、申立期間②は同保険の被保険者期間に算入されない期間であることから、申立期間②について、同保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
申立期間はA市B区にあったC社に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述するC社が入居していたビルの所有者に照会したところ、「申立期間当時、C社という名称の事業所が入居していた。」と供述している上、同人が記憶する同事業所の代表者の姓が申立人が事業主であったとする者の姓と合致することから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録においても、申立期間において同社が当該地域に存在していたことは確認できず、この一方で、同事業所の事業主については、申立人も前述のビルの所有者も姓しか記憶していないことから、個人を特定することができないため、同人から同事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が事業主以外に当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち3人については、申立人が姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができない上、他の一人については、申立人が供述する同人の年齢とほぼ同年齢で同姓同名の者が多数いることから、個人を特定することができないため、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、事業所名簿によると、当該事業所と名称が類似した「E社」がA市内において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、同社は昭和41年2月15日に同保険の適用事業所ではなくなっており、所在地も申立ての地域とは異なる上、事業主の姓も申立人及び上述のビルの所有者が記憶する姓とは異なるほか、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、前述の同僚4人のうち3人と同姓の者は該当が無いことを踏まえると、同社は申立ての事業所とは異なるものと考えられる。

加えて、申立人が「D業務に従事していた。」と供述していることから、F社に照会したものの、「当時の契約状況は不明である。」と回答しており、当該事業所に関する情報の提供は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
昭和 64 年 1 月から平成 13 年 1 月まで、A 社（現在は、B 社）に C 職として勤務していたが、オンライン記録で確認できる申立期間の標準報酬月額（24 万円）が、前職を退職した際の標準報酬月額（26 万円）より下がっていることに納得ができない。当時、前職より給与が高いことを理由として同社に転職したことから、給与が下がることはあり得ない。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に照会したところ、「当社が保管する辞令によれば、申立人は昭和 64 年 1 月 1 日に D 業務部勤務を命じられ、平成元年 4 月 1 日から E 支店に配属されたことが確認できるが、当時も現在も、入社後 3 か月間は研修期間であり、この期間は基本給だけが支給され、諸手当は支給されない。研修期間が終了し、諸手当が支給されるようになってから給与支給額も上がるため、同期採用者についても、ほとんどの者が申立人と同様に入社後一定期間を置いて標準報酬月額が引き上げられているはずである。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、当該事業所が保管する辞令によれば、昭和 64 年 1 月 1 日付けで採用され、D 業務部勤務を命じられた者 14 人（申立人を含む。）は、いずれも、3 か月後の平成元年 4 月 1 日に各支店に配属されたことが確認できる上、オンライン記録によると、いずれも、昭和 64 年 1 月 1 日の資格取得時に決定された標準報酬月額が、平成元年 8 月 1 日の随時改定により 2 等級から 6 等級引き上げられていることが確認でき、当該事業所の回答が裏付けられる。

一方、標準報酬月額の随時改定は、昇給などで固定的賃金に変動があり、当

該変動があった月以降継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき行われるものであるところ、当該同期採用者14人については、平成元年4月以降に支払われた報酬の平均月額に見合う標準報酬月額が、昭和64年1月に決定された標準報酬月額を2等級以上上回ったことから、事業主が月額変更届出を行い、この結果、平成元年8月に随時改定が行われたものと考えられることから、研修期間の終了時期と随時改定時期に差があることも不自然ではない。

さらに、当該同期採用者14人のうち、オンライン記録により、現在も当該事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者(勤務中の者)を除き、生存及び所在が判明した者8人に照会したところ、回答が得られた者4人のうち1人は、「入社後3か月間は研修期間であり、基本給のみが支給されていた。その後、支店に配属されてから毎月5万円のC業務手当や月平均2万円の時間外手当が支給されるようになり、給与支給額が増えた。このため、入社当初の給与支給額は標準報酬月額とほぼ同額であったと思う。」との当該事業所の回答を裏付ける供述を行っているほか、他の3人からも入社当時支給された給与額がオンライン記録における標準報酬月額より高額であったことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、F業健康保険組合に照会したところ、申立人の当該事業所における昭和64年1月1日(資格取得時)からの標準報酬月額は24万円、平成元年8月1日(月額変更)からの標準報酬月額は32万円であると回答しており、これは、オンライン記録と合致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 15 年 8 月 21 日まで

オンライン記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。私はこの引き下げを承知しておらず、社会保険事務所(当時)の職員が勝手に行ったものである。

当時の給与支給額が確認できる流動性預金元帳を保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、オンライン記録によると、平成 15 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、同年 8 月 6 日に、62 万円が 9 万 8,000 円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管する流動性預金元帳によれば、申立期間のうち平成 13 年 7 月、同年 10 月から 14 年 4 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間において、81 万 1,452 円から 121 万 72 円までの給与が入金されていたことが確認できる上、B市が発行した市・県民税証明書によれば、申立人が、14 年において 1,450 万円の給与収入を得ていたことが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の大半において上記訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額の支払いを受けていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 8 月 6 日付で行われた遡及^{そきゅう}訂正処理は事実即したものと考え難く、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、申立人は、「平成13年3月か同年4月ごろから資金繰りに問題が生じており、15年8月までに450万円から500万円の社会保険料の滞納があった。」と供述しているほか、申立人が当時一緒に勤務していたとする同僚二人、及びオンライン記録により、平成15年8月21日まで当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人の合計4人に照会したところ、回答が得られた者二人は、いずれも、「当時は経営不振で、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

また、申立人は、「標準報酬月額の見直し届出については全く承知しておらず、社会保険事務所の職員が勝手に行った。」と主張するが、当該回答者二人は、いずれも、「代表者印は申立人が保管しており、申立人が自ら使用するか、又は担当者が申立人の承認により使用していた。」と供述している上、このうち一人は、「当時、滞納していた社会保険料の支払いに関して社会保険事務所の職員が会社に来ていたが、直接対応していたのは社会保険事務担当者であっても、支払い関係は担当者の一存で決められるものではなく、すべて社長の承諾が必要であった。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人は、社会保険事務の管理、監督及び決裁を行っていた。」と供述していることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 30 日まで

申立期間①は、A市でB事業を営んでいた兄から、C県で勉強してくるよ
うに言われ、C県D市のE社C支店F営業所に、同社のG業務担当者を頼っ
て入社し、H業務に従事した。

申立期間②は、C県I市のJ社に勤務し、K業務に従事した。

これら事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、
申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同
僚の供述から判断すると、申立人が、E社C支店F営業所で勤務していた状
況はうかがえる。

しかしながら、E社本社では、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚
生年金保険に加入させており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険
者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人について、これら届出書
を確認したが、見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務して
いたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務したのであれば、当社の
G業務担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤
務であった可能性がある。」と回答している。

また、申立人は、同僚3人の名前を挙げているが、このうち二人は既に死
亡している上、残りの一人は、「申立人とは一緒に勤務したが、短い期間で
あり、その時期は覚えていない。また、申立人の厚生年金保険の取扱いにつ

いては分からない。」と回答しており、いずれの同僚からも、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部において、申立事業所とは異なる事業所で雇用保険に加入している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が、J社が所在したとする住所地を管轄する法務局に照会したところ、同一名称の事業所が3事業所確認できたが、商業法人登記簿謄本によると、いずれの事業所も、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっている上、3事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致していた1事業所の元取締役からは、「当社は、I市で営業していたことはなく、K業務を行っていなかった。」との回答があった。

また、オンライン記録によると、管轄社会保険事務所（当時）にJ社と同一名称の厚生年金保険の適用事業所が3事業所確認できるが、いずれの事業所も、申立人が記憶している所在地及び事業主名と符合しない。

さらに、申立人は同僚5人の名前を挙げているが、このうち4人は本人が特定できず、残り一人は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月ごろから 48 年 7 月ごろまで
② 昭和 57 年 5 月ごろから平成 4 年 6 月ごろまで

申立期間①は、A社及びB社でC職に従事した。

申立期間②は、D社、E社及びF社のいずれかの事業所に勤務し、D社ではG職及びH業務に従事し、E社及びF社ではH業務に従事した。

いずれの事業所も、名称及び勤務した順番について明確に記憶していないが、勤務したことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA社について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間①中の昭和 41 年 5 月 2 日から同年 11 月 30 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 12 年 5 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、同年 6 月 10 日に解散していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当時の事業主は、既に死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての資格が確認できる同僚 18 人に照会したところ、このうち 11 人から回答を得られたが、いずれの同僚からも、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を

得ることができなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間①のB社について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間①中の昭和43年5月7日から同年11月30日までの期間、44年5月3日から同年12月13日までの期間、45年5月3日から同年12月15日までの期間及び46年5月1日から同年12月5日までの期間において、B社と類似する名称の事業所であるI社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、I社は、平成6年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、商業法人登記簿謄本によると、18年10月27日に破産していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当時の事業主とは連絡が取れない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立人のI社における申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②のD社について、D社の事業主の妻の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に同社に勤務していた状況はうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和58年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、平成元年12月3日に解散していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当時の事業主は、既に死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、事業主の妻は、「当時の資料が無いことから、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からないが、申立人は、1年も勤務していなかったと思う。」と供述している。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人のD社における申立期間②に係る厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間②のE社について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間②中の昭和57年6月1日から同年8月31日までの期間において、E社と類似する名称の事業所であるJ社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、J社は、厚生年金保険の適用事業所に該当した形跡が無い上、事業主及び役員とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立人のJ社における申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間②のF社について、オンライン記録によると、申立事業所と名称が類似し、業務形態及び所在地が一致する事業所が1事業所（K社）確認できるが、この事業所は昭和56年2月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当しない。

また、K社の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立人のK社における申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和61年4月から63年3月までの期間及び平成2年4月から3年3月までの期間について、国民年金の申請免除を受けている。

- 7 申立人が、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 7 年 9 月 26 日となっているが、同社には、同年 9 月 30 日まで在籍していたはずである。

平成 7 年 9 月分の給与明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 1 月 9 日から同年 9 月 25 日までA社に勤務し、申立人が保管する同年 9 月分の給与明細書において、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていることから、同年同月 30 日までは同社に在籍していたはずであると主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、平成 7 年 9 月 25 日にA社を退職した後、申立期間中の同年同月 27 日には、他事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が当時の取締役として名前を挙げた者は、「私は、現在もA社の取締役を務めているが、当社には当時の書類が保管されておらず、申立人の記憶もない。また、申立期間当時は、私が社会保険関係事務を担当し、従業員の勤務実態に合わせて各種届出等を行っていたが、社会保険事務所（当時）への届出については、労務管理事務所に委託していることから、同事務所に照会したところ、申立人は平成 7 年 9 月 25 日に当社を退職していることが確認できた。このため、同年 9 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているのであれば、当時の給与担当者が誤って厚生年金保険料を控除したものと考えられ

る。」と供述している。

さらに、上述の労務管理事務所から提供されたA社に係る社会保険関係の被保険者台帳によると、申立人は、平成7年1月9日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月26日に同資格を喪失していることが確認でき、この資格記録は、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録とも符合している。

加えて、申立人は平成7年9月25日にA社を退社したと供述している上、このほか、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 47 年 8 月から 48 年 2 月まで A 市 B 区にある C 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、一緒に勤務していた同僚がけがをしたのも覚えている。また、申立期間②については、D 社で同年 8 月から 50 年 11 月まで勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①において、C 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 社は「申立期間①当時の資料は、当社の規定による保存年限を超えているため、既に廃棄しており不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及びオンライン記録により申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 16 人の計 19 人に照会したところ 8 人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、上記同僚のうち、申立期間①当時、総務関係の事務を担当していた同僚は「当時、試用期間が 3 か月ぐらいあり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。事務処理は自分で決めることはなく、細かいことまでは分からない。」と供述するとともに、C 社も「試用期間が 3 か月ぐらいあ

ったが、その期間は職員の職歴等も考慮し、それぞれ異なっていた。」と回答しているところ、申立人及び複数の同僚が申立人と同時期の入社であったとする者は、本人が供述する入社時期から2か月程度の厚生年金保険の未加入期間が確認できる。

さらに、申立期間①のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、一方、健康保険被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

2 複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②においてD社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社は、商業登記簿謄本によると、E社に名称変更後、平成13年5月11日に解散しており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により申立期間②当時、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた8人の計10人に照会したところ、8人から回答が得られたが、そのうちの二人は、「申立期間②当時、申立人と同様、F職は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、いずれの者からも申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、上記二人のうちの一は、「会社内に「G会」という会があり、会社と同会の話し合いで、全員であるかどうかは不明であるが、F職も昭和49年7月1日から厚生年金保険に加入することになった。」と供述しているところ、上記回答が得られた8人の同僚のうち、F職であることが確認できた5人は、オンライン記録により、申立期間②の前に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、昭和49年7月1日にD社において同資格を再取得していたことが確認でき、上記同僚の供述と合致していることが確認できるものの、申立人は、「G会」については「会社と同会との厚生年金保険の加入に関する話し合い等については聞いたことがない。」と供述していることから、申立人は上記5人とは取扱いが異なっていたと考えられる。

加えて、申立期間②のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、一方、健康保険被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 33 年 8 月まで
② 昭和 34 年 5 月から同年 11 月まで

両申立期間ともA市のB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、オンライン記録では、昭和 44 年 2 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると 49 年 12 月 3 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した同僚 7 人に照会したところ、5 人から回答が得られたが、いずれも「申立人のことは分からない。」と供述するとともに、そのうちの一人は、「当時、会社では、社員以外に、数名の部下を連れて一定の期間請負作業を行い、次の条件の良い仕事場へ移動する渡り職人の集団がおり、彼らは厚生年金保険及び健康保険には加入していなかった。申立人はその一員ではないか。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②に係る当該事業所における厚生年金保険の適用について、積極的な供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期

間①及び②に申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。